

別表第四 (第十条関係)			
区分	学 校	等	名
進へき地 学校	尾道市立百島小学校		
	〃 瀬戸田小学校		
	福山市立広瀬学園小学校		
	三次市立三和小学校		
	庄原市立比和小学校		
	山県郡北広島町立大朝小学校		
	尾道市立百島中学校		
	〃 瀬戸田中学校		
	福山市立広瀬学園中学校		
	三次市立三和中学校		
	庄原市立比和中学校		
	山県郡北広島町立大朝中学校		
	尾道市瀬戸田学校給食センター		
庄原市比和学校給食共同調理場			

別表第五 (第十二条関係)			
区分	学 校	等	名
特地学校	三次市立川西小学校		
	神石郡神石高原町立三和小学校		
	〃 〃 三和中学校		
	〃 神石高原町学校給食センター (旧神石郡神石高原町三和給食共同調理場)		

別表第四 (第十条関係)			
区分	学 校	等	名
進へき地 学校	尾道市立百島小学校		
	〃 瀬戸田小学校		
	福山市立広瀬学園小学校		
	三次市立三和小学校		
	庄原市立比和小学校		
	山県郡北広島町立大朝小学校		
	尾道市立百島中学校		
	〃 瀬戸田中学校		
	福山市立広瀬学園中学校		
	三次市立三和中学校		
	庄原市立比和中学校		
	山県郡北広島町立大朝中学校		
	尾道市瀬戸田学校給食センター		
三次市三和学校給食共同調理場 庄原市比和学校給食共同調理場			

別表第五 (第十二条関係)			
区分	学 校	等	名
特地学校	三次市立川西小学校		
	〃 小童小学校		
	神石郡神石高原町立三和小学校		
	山県郡北広島町立新庄小学校		
	神石郡神石高原町立三和中学校		
	〃 神石高原町学校給食センター (旧神石郡神石高原町三和給食共同調理場)		

附 則

この教育委員会規則は、令和七年四月一日から施行する。